

○上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則

昭和54年7月2日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和54年7月条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第1条の2 条例第2条に規定する規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(証明書の交付申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による証明書の交付を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）申請書（第1号様式。以下「受給資格証交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、条例第2条第1号ウ又はエに掲げる者について、条例第4条第1項第1号に規定する扶養者等が同時に申請書を提出する場合には、第3号の書類を除き、受給資格証交付申請書その他の書類の提出を要しない。

- (1) 住所を明らかにする書類
- (2) 条例第4条の規定により支給制限を受けないことを明らかにする書類
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証若しくは組合員証

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる書類は添付することを要しない。

- (1) 対象者が上牧町内に住所を有するとき 前項第1号に掲げる書類
- (2) 条例第4条各号に規定する者が、上牧町内に居住し、かつ、上牧町民税課税台帳により、所得額を確認できるとき 前項第2号に掲げる書類

(証明書の交付)

第3条 受給資格証交付申請書を受理した町長は、申請者が条例第3条に規定する対象者に該当すると認めるときは、条例第4条第1項の規定によりひとり親家庭等医療費受給資格証（第2号様式。以下「受給資格証」という。）を交付するものとし、当該要件に該当しないと認めるときはその理由を付し、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請却下通知書（第3号様式）を交付するものとする。

2 受給資格証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）は、受給資格証の有効期間が満了した場合には、当該受給資格証を直ちに町長に返還しなければならない。

（町長が定める助成金控除額）

第4条 条例第3条第1項第4号に規定する額は、病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 外来療養である場合 500円
- (2) 入院療養である場合 1,000円

2 ただし、前項第2号について、14日未満の入院療養である場合は、500円とする。

（支給方法）

第4条の2 条例第3条第2項の規定により助成金の支給を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費助成金交付請求書（第4号様式）又はひとり親家庭等医療費助成金支給申請書（第4号様式の2）を町長に提出しなければならない。

（受給資格証の更新申請等）

第5条 対象者は、毎年6月1日から同月30日までの間に受給資格証交付申請書に第2条第1項に規定する書類を添付して、町長に提出して受給資格証の更新を申請することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による受給資格証の更新申請をする場合について準用する。

3 第3条の規定は、第1項の規定による受給資格証の更新申請があった場合について準用する。

（受給資格証の再交付）

第6条 対象者は、受給資格証を破損し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療

費受給資格証再交付申請書（第5号様式）により町長に再交付を申請することができる。

- 2 受給資格証を破損した場合の前項の申請書には、その受給資格証を添えねばならない。
- 3 対象者は、受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。

（届出）

第7条 条例第5条に規定する届出の事由は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に掲げる書類に受給資格証を添えて町長に届け出なければならない。

- (1) 対象者が住所又は氏名を変更したとき 住所変更届又は氏名変更届（第8号様式）
- (2) 対象者が医療に関する給付を行う保険者又は共済組合に変更を生じたとき 加入医療保険変更届（第9号様式）
- (3) 条例第3条に規定する者に所得の変更が生じたとき 所得状況変更届（第10号様式）
- (4) 条例第2条に規定する者に該当しなくなったとき 資格喪失届（第11号様式）
- (5) 対象者が死亡したとき 死亡届（第12号様式）

- 2 対象者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、死亡届を町長に提出しなければならない。

（受給者台帳の整備）

第8条 町長は、対象者についてひとり親家庭等医療費受給者台帳（第13号様式）を作成し、常に記載内容について整理しておかななければならない。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。
- 2 上牧町母子家庭医療費助成条例施行規則（昭和53年6月規則第6号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の日前において上牧町母子家庭医療費助成条例施行規則の規定により既に受けていた医療に係る医療費の申請をする場合については、なお従前

の例による。

附 則（昭和 55 年 7 月規則第 17 号）

この規則は、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 1 月規則第 4 号）

- 1 この規則は、昭和 58 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の第 1 号様式、第 5 号様式及び第 10 号様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（昭和 59 年 2 月規則第 6 号）

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 6 月規則第 20 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 60 年 3 月規則第 5 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている母子医療費受給者台帳は、この規則による改正後の上牧町母子医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 8 条の規定により作成された母子医療費受給者台帳とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の上牧町母子医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（昭和 62 年 1 月規則第 1 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 62 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の上牧町母子医療費助成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき交付されている母子医療費受給資格証は、当該母子医療費受給資格証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の上牧町母子医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により交付された母子医療費受給資格証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき作成されている母子医療費受給資格証の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 4 年 9 月規則第 9 号）

この規則は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 9 月規則第 1 2 号）

- 1 この規則は、平成 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の上牧町母子医療費助成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されている母子医療証及び母子医療費受給資格証は、当該母子医療証及び母子医療費受給資格証の有効期限が満了するまでの間は、それぞれこの規則による改正後の上牧町母子医療費助成条例施行規則の規定により交付された母子医療証及び母子医療費受給資格証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている母子医療証及び母子医療費受給資格証の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 8 年 3 月規則第 1 0 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 8 月規則第 1 4 号）

この規則は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 1 2 月規則第 1 4 号）

- 1 この規則は、平成 1 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 1 4 年 3 月規則第 1 8 号）

- 1 この規則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている申請書の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則（平成 1 4 年 7 月規則第 2 4 号）

- 1 この規則は、平成 1 4 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている申請書の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則（平成 1 4 年 9 月規則第 2 8 号）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年7月規則第23号）

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則（平成18年2月規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月規則第32号）

- 1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則（平成20年3月規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の上牧町母子医療費助成条例施行規則（以下「母子規則」という。）の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（以下「ひとり親規則」という。）の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。
- 3 母子規則第3条に規定する証明書は、当該証明書の有効期間の満了するまでの間は、改正後のひとり親規則第3条に規定する証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に母子規則第3条に規定する証明書の交付を求めている者は、ひとり親規則第3条に規定する証明書の交付を求めている者とみなして、

ひとり親規則の規定を適用する。

附 則（平成 24 年 3 月規則第 2 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月規則第 5 号）

- 1 この規則は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則（平成 27 年 12 月規則第 19 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月規則第 10 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により作成されている申請書等の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

ひとり親家庭等医療費受給資格証 交付（更新）申請書

第1号様式(第2条関係)

助成対象者	フリガナ氏名	続柄	現住所	③ 加入医療保険			※ 審査
				保険種別	保険者番号及名称	被保険者氏名	
① 父母等申請者	男女 生年月日 年 月 日	個人番号	国(市町村・退・組) 健(協・組・日)・船・共		氏名対象者との続柄()	認定・却下	
			記号番号	所在地	住所		
	男女 生年月日 年 月 日	個人番号	国(市町村・退・組) 健(協・組・日)・船・共		氏名対象者との続柄()	認定・却下	
			記号番号	所在地	住所		
男女 生年月日	個人番号	国(市町村・退・組) 健(協・組・日)・船・共		氏名対象者との続柄()	認定・却下		
		記号番号	所在地	住所			
男女 生年月日	個人番号	国(市町村・退・組) 健(協・組・日)・船・共		氏名対象者との続柄()	認定・却下		
		記号番号	所在地	住所			

所得状況	④ 申請者		⑤ 配偶者及び扶養義務者			
氏名						
個人番号						
⑥ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数(対象者の所得状況欄については、⑦老人控除対象配偶者又は老人扶養親族、⑧特定扶養親族、⑨控除対象扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者の合計数))	人	人	人	人	人	人
⑦ ⑥以外で前年の12月31日において申請者によって生計を維持していた児童	人	人	人	人	人	人
⑧ 所得額	円	※	円	円	円	円
⑨ 金品等の金額	円	※	円	円	円	円
⑩ 控除	障害者控除	人	人	人	人	人
	寡婦・寡特(申請者が母の場合は控除しない)、寡夫(申請者が父の場合は控除しない)、勤労学生	人	人	人	人	人
	雑損控除	円	円	円	円	円
	医療費控除	円	円	円	円	円
	小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円	円
	配偶者特別控除	円	円	円	円	円
	肉用牛の売却による農業所得	円	円	円	円	円
	社会保険料相当額	円	円	円	円	円
※ 控除後の所得額	円	円	円	円	円	円

⑪ 申請事由 該当する番号を○で囲んでください。 (1については()内の記号)	1 配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養するもの (ア 死亡 イ 離婚 ウ 生死不明 エ 遺棄 ホ 海外渡航中 ヘ 障害 ト 拘禁 チ 未婚)
	2 配偶者のない女子又は男子に扶養されている対象児童 3 父母のない児童 4 3の児童を養育している配偶者のない女子又は男子、婚姻をしたことのない女子又は男子
ひとり親家庭等医療費受給資格証の交付(更新)申請にあたり、本受給資格申請の審査を受けるために必要な所得等の情報を見閲・使用することに同意し、上記のとおりひとり親家庭等医療費受給資格証の交付を申請いたします。	
年月日	申請者 住所
北葛城郡上牧町長 様	氏名 印 電話

(注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 字は、楷書ではっきり書いてください。

第2号様式(第3条関係)

		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div>					
公費負担者番号							
受給者番号							
	住 所						
	氏 名						
	生年月日						
有効期間							
発行機関名 及 び 印							
交付年月日							
<p>(注)奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市町村窓口へ直接申請してください。</p>							

第3号様式(第3条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

殿

上牧町長 印

年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

(理由)

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に上牧町長に対して審査請求をすることができます。
なお、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- この処分については、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に上牧町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において上牧町を代表する者は上牧町長となります。)
なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式(第4条の2関係)

① 乳幼児 ② 心身障害 ③ ひとり親家庭等 子 ど も							
医療費助成金交付請求書							
年 月 日							
上牧町長 殿		(申請者) 住所 上牧町			印		
氏名 TEL ー							
金 円							
ただし、 年 月分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。							
受給資格証 受給者番号					受給者氏名 個人番号		
加入医療保険名称					加入医療 保険 記号番号		
なお、上記金額を次の金融機関に振り込んで下さい。							
振込口座	銀行 本店 信用金庫 支店 農 協 出張所		口座番号	普通 当座 貯蓄	フリガナ 名義		
◎この欄には医療機関等で受けられた医療等の状況を記入し、該当する領収証明書等を添付してください。							
医療等の 状況	入院	医療機関：名称 (所在地)		日数・機関	総点数	自己負担支払額	
		日(年 月 日～ 年 月 日)		点	円		
				点	円		
	外来等	①	医療機関等：名称 (所在地)		日 数	総点数	自己負担支払額
			日		点	円	
		②	医療機関等：名称 (所在地)		日 数	総点数	自己負担支払額
			日		点	円	
		③	医療機関等：名称 (所在地)		日 数	総点数	自己負担支払額
			日		点	円	
	※確認欄 保険の自己負担割合(1割・2割・3割) ※高額療養費の有無(限度額)						
※ 決 定	課長	課長補佐	係長	係	決裁年月日	年 月 日	
					交付年月日	年 月 日	
						台帳確認	
【自己負担額】 - 【高額療養費】 - 【一部負担金】 (円) - (円) - (円) = 支給額 円							

※欄は記入しないでください。

ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書

様式第4号の2(第4条の2関係)

受給者番号									
(フリガナ) 氏名							男 女	生年 月日	年 月 日 生
住 所	(〒 —)						(電話番号 —)		
北葛城郡上牧町長 様 上記のとおり、本医療費助成金の支給を申請します。 年 月 日 申請者 氏名 (下段に一括署名) 印									

(委任状)
私は、 年 月 日 請求した助成金の受領に関する事。
申請者の住所、氏名 _____ 印
代理人の住所、氏名 _____ 印

口 振 依 頼 座 替 欄	金融機関名	銀 行 農 協 信用金庫 信用組合			本 店 支 店 出 張 所		
	金融機関コード	店舗コード					
	預金種別	普通・当座・その他	口座番号				
	口座名義人	(フリガナ)					

同意書

ひとり親家庭等医療費受給資格申請、助成金支給申請及び支給を受けるにあたり、以下のことを確認し、同意します。

- 療養の給付に係る一部負担金について高額療養費の支給を受けることができる場合に
係る以下の内容。
 - 被保険者証及び本医療費受給者証について、医療機関等が写しを徴すること。
 - 当該療養に係る診療報酬明細書等について、医療機関等が写しを徴すること。
 - 上記について、医療機関等が町長に提出すること。
- 本助成金の支給について、既に受給した助成金の差額を次回以降の助成金と調整(相殺
または返還)すること。
- その他、事務上、町長が必要と認めること。

北葛城郡上牧町長 様

当該申請書及び同意書に係る全ての事項を確認し署名します。

年 月 日 住所

(電話 —)

対象者氏名
(記入者氏名)

印
印

第5号様式(第6条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

上牧町長 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____

下記のとおり受給資格証の再交付を申請します。

受給者	受給資格証 受給者番号	
	個人番号	
	氏名	
	住所	
申請理由		1 紛失 2 破損 3 その他

決定	部長	課長	課長補佐	係長	係	決裁年月日	
						再交付年月日	
						台帳整理	

- (注) 1 破損のため再交付を受ける場合は、破損した受給資格証を添付してください。
2 紛失のため再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、早急に返還してください。

第8号様式(第7条関係)

住 所・氏 名 変 更 届
(ひとり親家庭等医療費)

年 月 日

上牧町長 殿

届出者 住所 _____
氏名 _____

下記のとおり(住所・氏名)を変更しましたので届けます。

受給資格証 受給者番号			
受給者個人番号			
受給者	旧住所		新住所
	旧氏名		新氏名

決 定	部長	課長	課長補佐	係長	係	決裁年月日	
						対 象	継続対象 (年 月 日まで有効) 対象外
						台帳整理	

(注) この届出の際に、受給資格証を提出してください。

第9号様式(第7条関係)

加入医療保険変更届
(ひとり親家庭等医療費)

年 月 日

上牧町長 殿

届出者 住所 _____

氏名 _____

下記のとおり加入医療保険に変更が生じましたので届けます。

受給資格証 受給者番号			
受給者個人番号			
変更後の 加入医療 保 険	被保険者氏名	受給者との続柄	
	住 所		
	保 険 種 別	国(市町村・退・組) 健(協会・組・日)船・共	本人 家族
	被保険者の 記号番号		
保険者番号 及び名称	保険者の 所在地		
変 更 の 年 月 日	年 月 日		
被 保 険 者 資 格 喪 失 年 月 日	年 月 日		

決 定	部長	課長	課長補佐	係長	係	決裁年月日	
						対 象	継続対象 (年 月 日まで有効) 対象外
						台帳整理	

(注) 「変更後の加入医療保険」中一部に変更があった場合は、変更のあった箇所の見出しに○をつけてください。

第10号様式(第7条関係)

所得状況変更届

年 月 日

上牧町長 殿

届出人 住所
氏名

印

下記のとおり所得状況に変更を生じましたので上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第7条の規定により届けます。

記

助成対象者	氏名		住所	受給資格証受給者番号	個人番号
	父母等				
児童	児				
	童				

所得状況	年分所得		① 申請者		② 配偶者及び扶養義務者			
	氏名							
	個人番号							
所	③ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計(うち老人扶養親族の数(対象者の所得状況欄については、㊦老人控除対象配偶者又は老人扶養親族、㊧特定扶養親族の合計数))		人		人		人	
	④ ③以外で前年の12月31日において申請者によって生計を維持していた児童		人		人		人	
得	⑤ 所得額		円	※ 円	円	※ 円	円	※ 円
	⑥ 金品等の額		円	※ 円	円	※ 円	円	※ 円
況	障害者控除		障 特 ※ 人 人 円	障 特 ※ 人 人 円	障 特 ※ 人 人 円	障 特 ※ 人 人 円	障 特 ※ 人 人 円	障 特 ※ 人 人 円
	⑦ 寡婦・寡特(申請者が父又は母の場合には控除しない)、寡夫、勤労学生		寡 寡 特 ※ 勤 円	寡 寡 特 ※ 勤 円	寡 寡 特 ※ 勤 円	寡 寡 特 ※ 勤 円	寡 寡 特 ※ 勤 円	寡 寡 特 ※ 勤 円
除	雑損控除		円	※ 円	円	※ 円	円	※ 円
	医療費控除		円	※ 円	円	※ 円	円	※ 円
	小規模企業共済等掛金控除		円	※ 円	円	※ 円	円	※ 円
	配偶者特別控除		円	※ 円	円	※ 円	円	※ 円
	肉用牛の売却による事業所得		円	※ 円	円	※ 円	円	※ 円
社会保険料相当額		円	※ 円	円	※ 円	円	※ 円	
控除後の所得額		※	円	※	円	※	円	
※審査								

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 字は、楷書ではっきり書いてください。
3 この届出の際に受給資格証を提出してください。

第11号様式(第7条関係)

資 格 喪 失 届

年 月 日

上牧町長 殿

届出者 住所 _____

氏名 _____

下記のとおり、ひとり親家庭等医療費を受ける資格がなくなりましたので、上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第7条の規定により届けます。

記

受給資格証受給者番号				
受給者個人番号				
受給者	氏名		住所	
資格喪失理由				
資格喪失理由発生年月日				

注 この届出の際に、受給資格証を返還してください。

第12号様式(第7条関係)

死 亡 届
(ひとり親家庭等医療費)

年 月 日

上牧町長 殿

届出者 住所
氏名

下記の者が死亡しましたので届けます。

死亡者氏名

〃 住所

死亡年月日

受給資格証 受給者番号

受給者個人番号

決 定	部長	課長	課長補佐	係長	係	決裁年月日	
						台帳整理	

(注) この届出の際に、受給資格証を返還してください。

第13号様式(第8条関係)

受給者番号		ひとり親家庭等医療費受給者台帳								
受給者	氏名	男女	生年月日		住所					
			年	月	日	(. . . 変更)				
扶養義務者	氏名	男女	生年月日		住所					
			年	月	日	(. . . 変更)				
医療保険	被保険者名 (又は組合員名)	(. . . 変更)		受給者 との 続柄	(. . . 変更)		交付(更新・再交付) 年月日	有効期間	摘要	
	住所	(. . . 変更)						. . .	~ . . .	
	保険種別	国(市町村・退・組) 健(協会・組・日) 船共	本人・家族		記号番号		. . .	~ . . .		
		国(市町村・退・組) 健(協会・組・日) 船共	本人・家族		記号番号		. . .	~ . . .		
	保険者番号 及び名称	(. . . 変更)						. . .	~ . . .	
	所在地	(. . . 変更)						. . .	~ . . .	
(備考)										

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第3条関係）

第4号様式（第4条の2関係）

様式第4号の2（第4条の2関係）

第5号様式（第6条関係）

第6号様式 削除

第7号様式 削除

第8号様式（第7条関係）

第9号様式（第7条関係）

第10号様式（第7条関係）

第11号様式（第7条関係）

第12号様式（第7条関係）

第13号様式（第8条関係）